

覚醒剤原料研究者 業務廃止届

覚醒剤原料研究者の業務を廃止したので、覚醒剤取締法第30条の4第1項の規定により、指定証を添えて届け出ます。

年 月 日

住 所

届出義務者続柄

氏 名

徳島県知事

殿

指定証の番号	第	号	指定年月日	年	月	日
業 務 所	所在地					
	名称					
業務廃止の事由及びその事由の発生年月日		年 月 日				

備考

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきりと書くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。